

## 戸別所得補償制度等に関する意見

平成 22 年 11 月 17 日  
全国市長会 経済委員会  
農業政策等を考える小委員会

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の減少、農村の崩壊など危機的な状況にあることから、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えるとともに、安全な食料を安定的に供給するための食料自給率の向上や農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにする必要がある。

このような状況の中、政府においては、平成 23 年度からの農業者戸別所得補償制度の本格実施に向け、「モデル対策」の実施状況を検証し、真に自給率向上や農業者の経営安定に資する有効な制度となるよう具体的な検討を行っているところであるが、本格実施に当たっては、農林漁業経営の安定と国内生産の確保を図る観点から必要な財源を確保するとともに、生産現場等に混乱が生じないよう制度の周知徹底を図る必要がある。

しかしながら、平成 23 年度農林水産予算概算要求では、農業者戸別所得補償制度の本格実施等に向け所要額が要求されたものの、戦略作物の生産拡大、自給率向上のための農地・農業用施設を整備する農業農村整備対策予算は微増にとどまるなど本年度予算において大幅に削減された額に見合う要求とはなっておらず、食料供給力の確保・向上に必要な農地、農業水利施設等の生産基盤の計画的な整備等に大きな支障を来す恐れがある。

また、貿易自由化に向けた経済連携協定等のあり方に関する議論に当たっては、国内農業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である農業農村整備や食料自給率の向上などに支障が生じないように最大限の配慮をすべきである。さらに昨今の野生鳥獣による農林水産物の被害の増大は関係者の意欲を喪失させる大きな原因とも言われている。

よって、政府は、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境を作るべく、以下の事項を含め地域の実情を十分勘案し、戸別所得補償制度の制度設計に当たるよう、強く求めるものである。

なお、この取りまとめは、あくまでも制度設計等の検討に向けて行うものであり、農業者戸別所得補償制度の本格実施後も必要に応じて意見を取りまとめ、提案を行うこととする。

## 1. 農業者戸別所得補償制度の推進

### (1) 農業者戸別所得補償制度の財源確保と円滑な事業の実施

- ① 平成 23 年度からの農業者戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保するとともに、公正かつ円滑な市場流通に資するような制度として、継続的かつ効率的に実施すること。また、必要に応じ規模拡大・農地集積・担い手に対する加算措置を講じること。
- ② 農業者戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、生産現場等が混乱することのないよう、制度を運営するための実施体制、生産数量目標、交付金の交付事務等の具体的な内容を早急に明らかにすること。  
また、平成 23 年度からの加入申請手続きが円滑に進められるよう配慮すること。
- ③ 制度導入に係る所要経費に対して十分な予算措置を講じるなど、都市自治体への新たな経費や事務負担が生じることのないような制度とすること。  
また、本制度の実施に当たっては、国が主体性を発揮するものであるが、生産現場での制度推進を担う地方公共団体や J A 等生産者団体で構成する「農業再生協議会」については、構成団体の協議により推進主体が決定できる制度とすること。
- ④ 農業者戸別所得補償制度においては、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。
- ⑤ 新規需要米については、国が責任を持って販路の確保・需要拡大に取り組むとともに、農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。
- ⑥ 米戸別所得補償モデル事業においては、需給調整を守るため調整水田等の不作付地により生産数量を達成しているが、本格実施後も不作付地を含めた生産数量の達成を認めること。
- ⑦ 不作付地域改善計画の市町村認定の見直し等地域の事務負担の軽減を図

ること。

## **(2) 農業者戸別所得補償制度の単価設定、対象品目等**

- ① 地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。
  
- ② 野菜・果樹生産農家については、従事者の減少・高齢化、所得の激減など危機的な状況にあることから、野菜及び果樹も対象となるような所得補償や経営安定対策等を講じること。

## **2. 農業農村整備の推進**

### **(1) 農業農村整備の財源確保と円滑な事業の実施**

- ① 食料供給力の強化に資する農地や農業用水等の農業生産基盤の保全・管理、整備等の諸施策が継続的かつ効率的に実施することができるよう、必要な予算を確保すること。

とくに、大規模地震や各種災害に対応し、安全で快適な農村をつくるため、ため池改修や地すべり対策など、防災対策を推進すること。

- ② 農産物の効率的・安定的な生産・流通システムを確立するため、生産・流通の合理化、高付加価値化、環境対策など、地域が計画している農業用施設整備に必要な予算を確保すること。

### **(2) 農山漁村地域整備交付金の充実**

農山漁村地域整備交付金については、今後の一括交付金化の制度設計との関連に留意するとともに、同交付金の目指す農業農村基盤整備事業など必要とする事業の執行に支障が生じないようにするため、その執行状況を検証の上、必要な予算を確保するとともに、地域主権の観点から、地方の自主性や裁量性を高め、より使い勝手の良い制度とすること。

### 3. 漁業、林業等の経営安定対策

農山漁村を再生させるため、漁業、林業、畜産・酪農業についても、抜本的な経営安定対策を講じること。

### 4. 経済連携協定等のあり方に係る適切な対応

関税撤廃を原則とする環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）のあり方に関する議論に当たっては、国内の農業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である農業農村整備や食料自給率の向上などに支障が生じないように十分に配慮するとともに、関係者からの意見を踏まえ、慎重に対応すること。

また、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）等の交渉においては、国内の農業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米や小麦等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

### 5. 鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農林水産物の被害が激増し、深刻化しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の充実を図ること。